

賃 貸 借 契 約 書

京都府を甲とし、〇〇〇〇〇を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(契約物件)

第 1 条 賃貸借の契約対象物件は、援護システム（以下「装置」という。）とし、乙は、その所有する装置を別添仕様書のとおり甲に賃貸するものとする。（装置内訳は別表 1「賃貸借装置明細表」の品名、型名及び数量欄に掲げるとおり。）

(用途)

第 2 条 甲は、賃貸物件を「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」等の裁定及び交付国債の発行請求のための業務（援護国債サブシステム）及び「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく援護年金の支給に係る業務（援護年金サブシステム）を実施するための機器として使用する。

(賃貸借期間)

第 3 条 賃貸借の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 1 0 年 2 月 2 9 日までとする。

(賃借料)

第 4 条 賃借料は、総額〇〇〇〇〇円とする。（月額は別表 2「賃借料月額明細表」のとおり。）

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円）

2 賃貸借期間に 1 月未満の端数があるときは、賃借料は、日割計算により算出した額とする。

3 前条に定める賃貸借期間において、法令の改正、経済状況の著しい変動その他やむを得ない理由により、第 1 項の賃借料を改定する必要があるときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

(賃借料の支払)

第 5 条 乙は、当該月分の賃借料をその翌月中に書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から 30 日以内に賃借料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(長期継続契約における予算削減に係る契約の解除等)

第 5 条の 2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、

乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(賃借料の減額)

第6条 装置の故障等により甲において装置を使用することができなかった場合は、使用することができなかった期間に対し、甲乙協議の上、賃借料相当額を減額することができる。

(装置の移転)

第7条 甲は、装置を移転する必要が生じた場合は、あらかじめ文書をもって 乙の承諾を得なければならない。この場合における移転の費用は、甲乙協議して定めるものとする。

(善良な管理者としての義務)

第8条 甲は、装置の据付場所をあらかじめ乙が申し出た温度及び湿度に保つなど、適切な環境の保持に努めるとともに、常に善良な管理者の注意をもって装置を管理しなければならない。

2 乙は、甲に対し前項の適切な環境の保持について常に適切な助言をする等これに協力するものとする。

(装置に関わる保守)

第9条 乙は装置を円滑に利用できるようハードウェアの保守サービスを提供するものとし、装置の使用に必要な修繕を乙の費用にて行うものとする。ただし、修繕の原因が甲の責めによる場合は甲が費用を負担するものとする。

2 保守サービスについては平日午前9時から午後6時までの対応とする。(土、日、祝日は含まない。)

(従業員の出入り)

第10条 乙は、契約期間中、あらかじめ甲の承諾を得て、乙の従業員を装置の据付場所に出入りさせることができるものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、その職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(売却等の制限)

第12条 乙は、甲の承諾を得ないで契約物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、契約物件に、質権その他形式のいかなを問わず、甲の契約物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(形状等の変更)

第13条 甲は、契約物件の形状等を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

(転貸等の禁止)

第14条 甲は、乙の承諾を得ないで、賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の解除)

第15条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（談合等による解除）

第 16 条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令、第 62 条第 1 項の規定による納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（損害賠償）

第 17 条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、当該損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償の予定)

第18条 乙は、第16条各号のいずれかに該当するときは、契約物件の賃貸借期間の満了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第19条 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能（以下本条において「履行不能等」という。）となったときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、履行不能等となったときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(相殺予約)

第20条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(賃借物件の返還)

第21条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、賃借物件を乙に返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲が賃借物件を返還しようとするときは、賃借物件のハードウェアのうちハードディスク、SSD等の記憶装置（以下「記憶装置」という。）について、物理的又は磁気的な破壊により記憶装置の全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置（以下「抹消措置」という。）を、甲が指名する職員の立ち会いの下、行った上で引き取るものとする。なお、抹消措置及び引取に要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、前項の規定により賃借物件の抹消措置を完了したときは、直ちに抹消措置を実施した日時、場所、担当者の氏名、立ち会った職員の氏名、記憶装置のシリアル番号、抹消措置前後の画像を含む抹消措置内容を記録した報告書を甲に提出しなければならない。

(関係法令の遵守)

第 22 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第 23 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府
知 事 西 脇 隆 俊 

乙 住 所
氏 名 